令和６年６月２１日
国土交通省関東地方整備局
常総国道事務所

一般国道６号牛久土浦バイパスの事業認定申請について

国土交通省関東地方整備局は、令和６年６月２１日に、一般国道６号牛久土浦バイパス「茨城県牛久市遠山町字馬内地内から茨城県土浦市 中 字 竹ノ下地内まで（延長１５．３ｋｍ）」間について、土地収用法に基づく事業の認定を国土交通大臣に申請しましたのでお知らせします。

事業認定申請に係る経緯

一般国道６号牛久土浦バイパスの茨城県牛久市遠山町地内から茨城県土浦市 中 地内間については、これまで多くの地権者のご協力を得て、順次工事を実施しているところです。

残る用地について地権者の方々との交渉を重ねているところですが、現時点では用地取得の目処が立たない状況となっている箇所もあります。

このため、引き続き任意交渉に最大限の努力を続けてまいりますが、今後も用地取得ができない場合に備え、土地収用法に基づく事業認定の申請を行いました。

＜発表記者クラブ＞
竹芝記者クラブ　神奈川建設記者会　茨城県政記者クラブ

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局　常総国道事務所
電話：０２９－８２６－２０４０（代表）　FAX：０２９－８２６－２８７８
副 所 長　　阿部　稔（あべ　みのる）　　（内線：２０５）
計画課長　　松岡　秀樹（まつおか　ひでき）　（内線：２６１）

路線の概要

一般国道６号牛久土浦バイパスは、牛久市、土浦市周辺市街地の交通混雑の緩和、交通安全の確保及び首都圏中央連絡自動車道へのアクセス向上を目的とした、延長１５．３ｋｍのバイパス事業です。平成２３年１１月までに、国道４０８号から学園東大通りまでの延長３．９ｋｍが、令和４年３月２６日に起点側国道６号から都市計画道路城中田宮線までの延長１．３ｋｍが暫定２車線で開通しています。

広域図

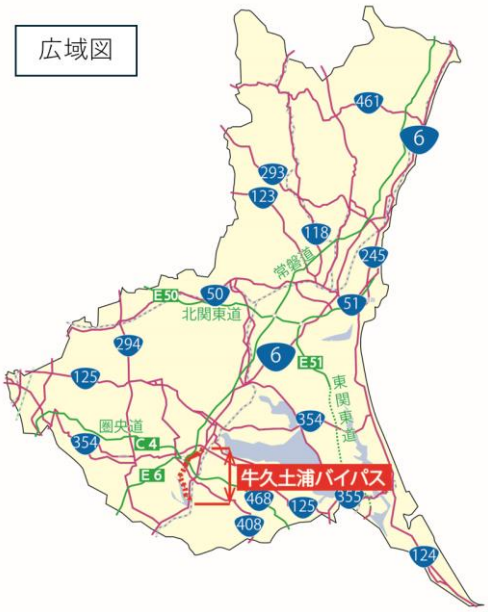

事業認定申請区間

〇全体計画区間　延長　１５．３ｋｍ　車線数　４車線

自：茨城県牛久市遠山町字馬内地内

至：茨城県土浦市 中 字 竹ノ下地内

〇起業地計画区間　延長　２．０ｋｍ　車線数　４車線

・茨城県つくば市高崎 字 永久保地内から同市稲荷川 字 菅間下地内　０．３ｋｍ

・茨城県つくば市菅間 字 出口山地内から同市西大井字西ノ原地内　０．６ｋｍ

・茨城県つくば市稲岡 字 屋敷台地内から土浦市小山田一丁目地内　０．３ｋｍ

・茨城県土浦市中村西根字白楽地内から同市 中 字 中 道 地内　０．８ｋｍ

拡大図

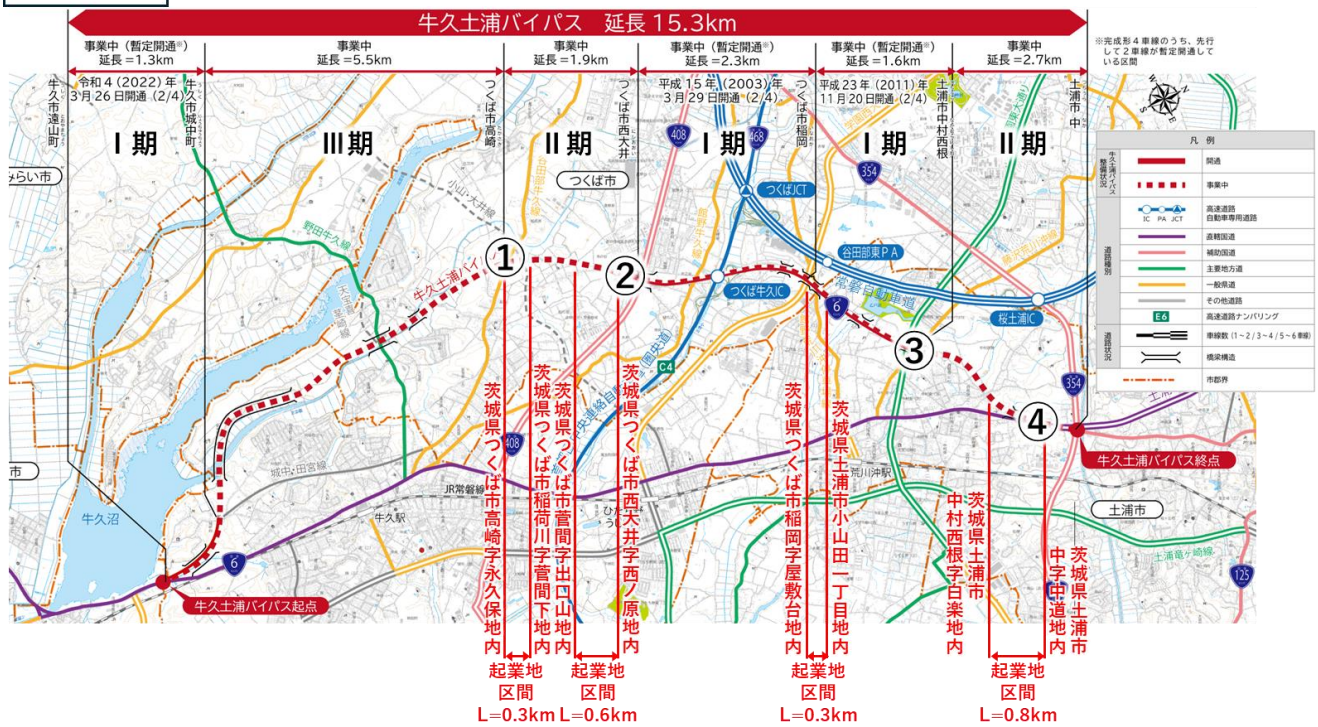

起業地における用地取得状況

令和６年５月末現在

起業地	面積	１０４，３４５㎡
	うち取得済み面積	９６，５３１㎡
	取得率	約９２．５％

※起業地とは、事業認定申請における事業を施行する土地です。

※起業地には、道路や河川等用地買収を要しない土地は含んでいません。

工事の進捗状況

牛久土浦バイパスの茨城県牛久市遠山町字馬内地内から茨城県土浦市 中 字 竹ノ下地内間では、現在、盛土等の改良工事及び橋梁工事を行っています。

つくば市高崎付近の工事状況

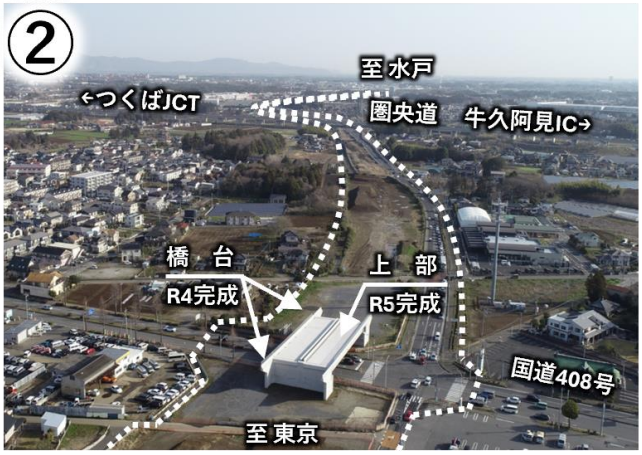

つくば市西大井付近の工事状況

土浦市中村西根付近の工事状況

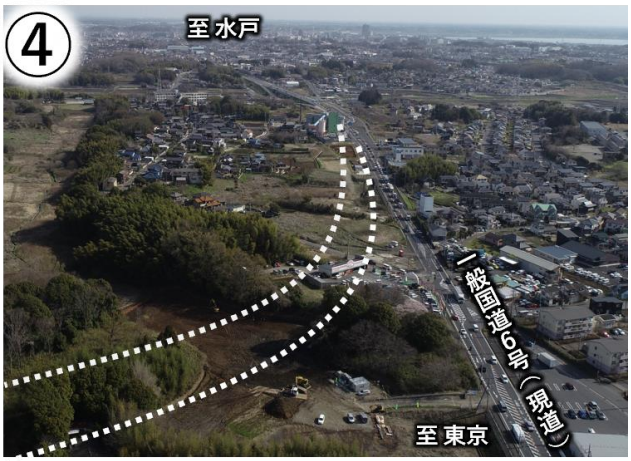

土浦市中付近の工事状況

「土地収用法に基づく事業認定」とは

土地収用法は、日本国憲法第二十九条３項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し（中略）、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣又は都道府県知事（事業認定庁）が、申請に係る事業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること』について認定する手続です。

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）
（事業の説明）
第十五条の十四　起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。
（事業の認定）
第十六条　起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。
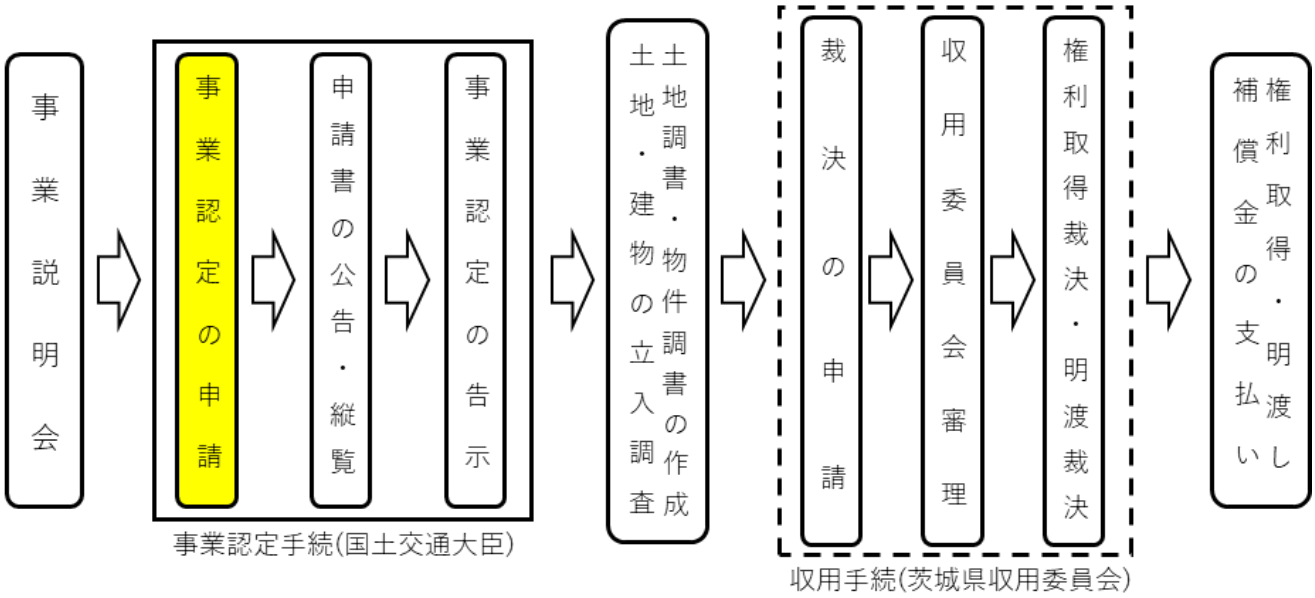
土地収用法の手続の流れ